

県教委ニュース

発行
新潟県教育委員会
平成25年5月7日
第26号

平成25年度新潟県教育委員会重点方針

～ 平成25年4月16日 全県教育長会議において ～

教育長あいさつより（抜粋）

昨年度は、全国的にいじめや体罰など、子どもたちの命にも関わる問題が発生し、それらに対する学校や教育委員会の対応が問われるなど、教育への信頼が揺らいでしまうという深刻な状況となっております。県教育委員会としましては、これらの事態を重く受け止め、緊急実態調査を行うとともに、防止に向けた取組を進めているところであります。

また、国においては、教育再生が経済再生と並ぶ日本の最重要課題であるとの認識の下、「教育再生実行会議」を立ち上げ、教育行政に関わる抜本的な見直しが進められるなど、教育を取り巻く環境が大きく変化しているところであります。

我々教育現場を預かる者として、社会の状況や国の動向を踏まえつつ、子どもたちにとってよりよい教育とは何かという原点に立ち返って、信頼回復に努め、本県教育の基本理念である「個を伸ばす教育」の推進に努めていかなければならぬと考えております。

さて、本県の教育の現状ですが、これまでの全国学力・学習状況調査によると、全国との平均正答率の比較において年々低下傾向を示し、また、地域間・学校間の差が拡大しており、本県児童生徒の学力は憂慮

すべき状況にあるととらえております。

一方、「深めよう 紋 県民運動」の実施などにより、いじめに対する子どもたちの認識や不登校発生率などは、全体的に改善の方向で推移しており、体力テストでは全国的にも上位の結果を得ております。

本県教育の向上について、皆様方をはじめ、各学校・各教職員の皆様が日々御努力を重ねていることに対して改めて感謝申し上げるとともに、引き続き、児童生徒の学ぶ意欲や確かな学力、豊かな心を育成する教育の一層の推進に努めていただきますようお願い申し上げます。

県教育委員会では、市町村教育委員会に対し、以下のとおり平成25年度の重点方針を示しました。

1 地域とともに歩む特色ある学校づくりについて

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、本県では個を伸ばす教育を推進し、本県の将来を担う「ひとつづくり」を推進することを基本方針としています。

加えて、未曾有の災害となった東日本大震災等の発生とその後の復旧・復興への営

みをとおして、人と人との絆の大切さや、地域のよりどころとしての学校の存在が再認識され、学校と地域の人々が信頼関係を構築し、子どもを中心に据えた学校と地域の連携が求められています。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、引き続き「地域とともに歩む特色ある学校づくり」を学校教育推進の中核に掲げ、更なる充実を図ることとしました。「共通認識の上に立った、全校体制による組織的、継続的な取組」及び「中学校区の学校間の連携、家庭や地域との連携による取組」の2点を推進上のポイントと位置付けておりますので、市町村教育委員会におかれましては、積極的な取組をお願いします。

また、保護者や地域住民が、一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、よりよい教育の実現と特色ある学校づくりを推進しようとするコミュニティ・スクールの制度は、こうした取組と深く関わるものととらえており、期待しているところです。県教育委員会としては、様々な機会をとらえて、今後も制度の周知に努めてまいりたいと考えています。

2 市町村教育委員会の指導に基づく学校評価の推進について

各学校において法令の趣旨に基づき、自らの学校運営について目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、組織的、継続的な改善を図るようお願いしていますが、加えて、学校運営の改善・教育水準の向上・児童生徒の成長を実感できる実効性の高い学校評価を実施するために、保護者や地域の方々と目標を共有し、積極的な参画や連携・協力による学校づくりの推進をお願いします。

さらに、自己評価結果を確実に公表し、

学校関係者評価の実施に努めるようお願いします。

3 体罰の防止について

昨年度来、教職員による児童生徒への体罰が全国的に大きな問題となっております。

体罰は学校教育法第11条で禁止されている行為であり、学校の現場において決してあってはならないものであるにもかかわらず、いまだ根絶には至っておりません。

県教育委員会では、市町村教育委員会に対し、本年2月18日付けで体罰の禁止を通知したほか、3月14日付けで改めて指導の徹底を通知しました。

その中で、教育委員会の責務として、「研修の実施や教員向けの指導資料の作成など、教員が体罰に関する正しい認識をもつよう取り組むこと」及び「児童生徒や保護者が体罰の訴えを相談することのできる体制を整備するとともに、相談窓口の周知を図ること」等を要請したところです。

また、学校現場における体罰の実態を把握するため、本年2月から、教職員だけでなく、児童生徒及びその保護者に対してアンケート調査を実施し、現在、集計作業を行っているところです。

市町村教育委員会におかれましては、体罰根絶に向け、早急に体制整備を図るとともに、更なる指導の徹底をお願いします。

4 学力向上の取組の充実について

県では、本年度も学力向上を最重要課題ととらえており、各教育委員会、学校は、学力の状況について調査結果等を分析するなど、これまで以上に児童生徒の実態に応じた、きめ細かな学力向上対策を講じていただくようお願いします。

本県の学力は、これまでの全国学力・学

習状況調査の結果によると、全国との平均正答率の比較において年々低下傾向を示し、また、地域間・学校間の差が拡大していることから、憂慮すべき状況にあるととらえています。

県では、今年度も継続して、「学力向上推進システム活用事業」として診断問題やサポート問題、あるいは補充・発展問題、過去問題等を、インターネットを利用して県内各学校に配信します。本事業におけるWeb配信集計システムには多くの学校から参加いただいておりますが、学習内容の定着状況をきめ細かに把握して授業改善につなげるなど、システムの積極的な活用について御指導いただきますようお願いします。

これらの取組に加え、リーフレット「分かる授業づくり」の活用を含め、全校体制で様々な改善に取り組み、授業の質の向上が図られるよう、各教育委員会が指導体制の充実など、更なる学力向上に御尽力いただくようお願いします。

5 新学習指導要領の趣旨の実現を図る教育課程の実施・改善について

新学習指導要領の全面実施に伴い、各学校では、全ての教科等における知識・技能を活用する学習活動、言語活動の充実、指導に関するP D C A サイクルの確立などが求められています。市町村教育委員会におかれましては、新学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、各学校の校内研修を支援いただくとともに、新学習指導要領の対応状況についての把握・検証につきましても、必要な御指導・御助言をお願いします。

県教育委員会としましても、これら新学習指導要領及び新しい学習評価等の円滑な実施に向けた教員研修などを充実してまいりたいと考えています。

6 豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育の推進について

少子化や核家族化の進行、都市化、情報化の進展など、子どもたちを取り巻く社会状況が大きく変化している中で、人間関係の希薄化、実体験の不足、物事に対する価値観の多様化や個人主義が進み、社会全体が自己中心的な傾向にあり、児童生徒に倫理観や規範意識が育ちにくくなっています。

こうした児童生徒の心をめぐる問題に対処していくためには、様々な観点から教育活動や学校運営の改善を図っていくことが重要であると考えていますが、特に次の点に留意した取組をお願いします。

(1) 豊かな心をはぐくむ道徳教育の推進

まず、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実をお願いします。規範意識や生命尊重の心を育てるなどの方策を明示した全体計画に沿って、教育活動全体を通じた取組を全教職員で協働実践するよう、学校を指導していただきたいと思います。

また、児童生徒の心に響く「道徳の時間」となるよう、体験活動と道徳の時間を関連付けた指導の充実を図るとともに、自分の考えを表現する機会をつくり、自らの成長を実感できるような授業の工夫に努めるようお願いします。

加えて、今年度全児童生徒に配布される予定の「心のノート」の積極的な活用を図るとともに、道徳の時間の公開や授業への保護者、地域の方々の参加など、家庭や地域と連携した道徳教育の推進をお願いします。

(2) 体験活動の充実

現在、各市町村の多くの小・中学校から、集団宿泊体験活動や職場体験活動、ボランティア活動などに取り組んでいただいているが、こうした体験活動を一層充実させ、

様々な切り口で自然に感動する心や他者への思いやりの気持ちをさらに育てていく活動が大切です。

本県には、誇るべき自然や文化、歴史があります。これらを学びの機会や場として設定し、児童生徒に本県ならではの体験をさせたいと考えています。

例えば、佐渡や尾瀬、スキーチャンプでの体験などは、本県の自然や文化、歴史にふれるよい機会です。こうした体験活動を積極的に推進するよう、各学校への働きかけをお願いします。

7 いじめ防止対策の推進について

いじめの問題については、適切な把握や組織的で迅速な対応等が強く求められています。平成19年度をピークに減少が続いてきた本県のいじめ認知件数は、昨年度上半期に行われた緊急調査で、前年度の総数を超えるました。これは、緊急調査に際して、教職員が小さなトラブルや兆候でも事実を確かめ、いじめの把握に努めた結果と考えています。

いじめは人権に関わる問題であり、命にも関わる重大な問題です。「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」との認識の下、早期に発見し、迅速かつ適切に対応していくことが何より重要です。

いじめや暴力行為等生徒指導上の諸問題の解決のため、次の5点の取組をお願いします。

(1) 社会性の育成を柱にしたいじめ・不登校の未然防止、早期発見・即時対応

いじめ・不登校については、何よりも未然防止、早期発見・即時対応が重要であることから、きめ細かな実態把握と確実な指導・支援に努めるよう各学校に御指導をお願いします。その際、児童生徒の社会性の育成の視点で取組が一層推進されるよう各

学校にお伝え願います。

また、いじめ・不登校の未然防止に向けて、各学校には「いじめ防止学習プログラム」と「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランを、小中連携の視点で見直して実践するよう御指導をお願いします。

なお、県少年自然の家で主催する「はつらつ体験塾」は、不登校や不登校傾向にある児童生徒を対象に、自然体験や共同生活体験を通じて、集団への適応性を培い、人間関係づくりや自立への支援を行うことにより、学校復帰に大きな効果がある事業です。学校や適応指導教室への事業周知や希望児童生徒の参加につき、御理解・御協力をお願いします。

(2) 加配教員配置による校内指導体制の充実

本年度も、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止及び解消を目的として、配置効果が十分期待できる学校に加配教員を配置しました。

配置人数については、中学校問題行動解消加配教員を20校に、中学校いじめ防止加配教員を14校に、中学校不登校対応加配教員を40校に、そして、小学校生徒指導加配教員を15校に、小中連携社会性育成推進加配教員は16校に配置し、児童生徒支援加配教員と合わせて合計124人となりました。配置されている加配教員の目的を十分御理解いただき、具体的な成果をあげができるよう御指導をお願いします。

(3) 校内相談指導体制の充実

本年度は、中学校12校にハートフル相談員を、それ以外の全中学校162校にスクールカウンセラーを配置しました。また、小学校における生徒指導上の諸問題等への対応の充実を図るため、カウンセラーを派遣する体制を整備しましたので、各学校に配置・派遣の趣旨を徹底していただくとともに

に、有効に活用するよう御指導をお願いします。

なお、これまでにスクールカウンセラーの派遣を受けた学校の中でも、校内の生徒指導部会における助言や校内研修等に有効に活用した学校では、生徒指導上の諸問題の解消や未然防止に効果をあげています。一方で、十分効果が表れていない学校も見受けられますので、活用状況と配置効果について確実に把握していただき、御指導の強化をお願いします。

(4) 非行、暴力行為等の解消に向けた取組

平成23年度の暴力行為の発生件数は小・中学校合わせて844件で前年を32件下回りました。しかし、小・中学校ともに「対教師暴力」や「生徒間暴力」は増加しており、発達障害のある児童生徒が、問題行動の加害者又は被害者になる事案が増加するなど、予断を許さない状況であると受け止めています。問題の未然防止と適確な対応に向けて、警察への相談・通報など、関係機関との連携を図った取組が求められています。

また、小学校段階から規範意識を育てるこことを重視するとともに、各学校が児童生徒の自己指導能力を育成するために、全校体制による生徒指導の取組や報告体制の点検と改善を図り、児童生徒一人一人の心に寄り添う指導体制を確立するなど、管内の各学校に対し適切な御指導・御支援を継続して行っていただきますようお願いします。

(5) 携帯電話等を介したネットいじめの未然防止

掲示板サイトへの誹謗・中傷の書き込み、不適切な写真の掲載、ネット上の交友関係による遊び型家出等が学校・市町村を越えて広域化し、その対応に複数の市町村教育委員会の連携が必要な事例も出てきて

います。こうした状況の中、携帯電話等を介した性被害や性の逸脱行動、ネット上のいじめやトラブルから子どもを守るために、児童生徒のインターネット利用のモラル向上と保護者や教職員の啓発が急務です。

また、加害・被害の関係がある事例では、誠意ある対応が事態の悪化を防ぐ重要なポイントであるため、被害者の立場に立った迅速かつ適切な初期対応と危機管理体制の再確認をお願いします。

なお、今年度からネット監視を専門とする民間業者に、新潟市を除く全小・中学校のネットパトロールを依頼するなど、現場への情報提供や教職員向けの講習会を実施し、新しい支援体制を構築していきます。

また、学校だけでは対応が難しい問題を抱えた児童生徒への対応や関係機関等との連携等に関しては、初期段階から、各教育事務所に計4人配置しているスクールソーシャルワーカーの積極的な活用をお願いします。

8 いじめ見逃しゼロ県民運動について

本県では、平成22年度から取り組んだ「深めよう 紋 県民運動」の成果と課題を踏まえ、今年度から新しい運動を開始します。

新たな「いじめ見逃しゼロ県民運動」は、いじめの問題に確実に対応するとともに、不登校や暴力行為等の未然防止にもつなげていく取組です。なお、これに合わせて、推進母体の名称も「深めよう 紋 にいがた県民会議」と改めます。県教育委員会では、県民総ぐるみの運動が実現するよう、協賛企業・団体等サポーターの拡大を図るとともに、次の3点に留意して事業を推進していきます。

(1) 県民に対する広報活動の充実

いじめ問題への対応では、決して見逃さ

ず、早期発見・即時対応が何より重要であることを訴えていきます。そのためには、様々な方々から児童生徒を見守っていただくことの大切さや、認知件数の多寡にこだわってはいけないことなどを、様々な媒体を使って県民に伝える活動を行っていきます。

市町村教育委員会におかれましても、住民の皆様への広報や周知に尽力いただくとともに、例えば「いじめ見逃しぜロ宣言」などの積極的な取組をしていただくことで、運動が拡大していくものと期待をしています。

(2) 多くの県民が参加する活動や行事の実施

昨年度は、長岡市立劇場で「深めよう 紋 県民の集い」を開催し、児童生徒や学校関係者、保護者等1,400人の方々に参加していただきました。

今年度は、新しい県民運動のスタートに当たり、上・中・下越の県内3会場で、「深めよう 紋 地区の集い」を開催し、保護者や地域の方々、企業・団体の方々など、様々な立場の皆様からより多く参加をいただく会を運営したいと考えています。

市町村教育委員会におかれましては、この行事に御協力くださるとともに、独自の活動や行事を実施するなど、いじめ見逃しぜロの気運を高めていただきますようお願いします。

(3) 学校と地域の連携の強化

これまでの「深めよう 紋 県民運動」の推進をとおして、各学校は地域の皆様方から協力をいただき教育活動を進めてきており、一方では、児童生徒による地域の活性化や地域の貢献につながる活動も行われています。

今後も、学校と地域の連携が深まるこ

とによって、いじめの兆候をいち早くとらえて即時対応することや、生徒指導に関わる重大な問題が発生した際に、役割を分担して適切に対応することが可能になるものと考えています。

学校と地域の連携が一層強化されますよう、御指導・御支援をお願いします。

9 児童生徒の体力向上・食育・歯科保健の推進について

(1) 体力向上の取組

県内の全校種で実施しております体力テストの平成24年度の結果では、多くの項目で前年度の県平均値を上回るなど、全国的に高い水準を維持しています。

この結果は、平成16年度から各学校に依頼している健康増進・体力向上に係る「1学校1取組」運動において、各学校が体力の重要性を認識し、児童生徒の実態を踏まえた継続的な取組を実施した成果であると受け止めています。

県教育委員会では、体力テストにおいて、子どもの体力がピークとされている昭和60年頃の値や全ての学年・項目で全国平均値を上回ることを目標とし、本年度も引き続き、体力テストと「1学校1取組」運動を実施することとしていますので、御協力・御支援をお願いします。

(2) 食育の推進

これまでの取組により、朝食を欠食する児童生徒の割合が減少するなど、一定の成果をあげてきています。全教職員が連携・協力し、学校の教育活動全体を通じた食育の取組がより一層推進されるよう、各学校への指導をお願いします。また、食育は、家庭と連携した取組が大切です。健康三原則、すなわち調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠の実態を踏まえ、生活習慣の改善と関連させた取組をお願いします。

なお、食育に係る指導体制を充実させるため、栄養教諭を新潟市を含めた全県で135人配置しています。栄養教諭の専門性を生かしながら教職員が連携して指導できる体制を整えるよう各学校への指導をお願いします。

また、食中毒など、事故を未然に防止するためには、学校給食法の学校給食衛生管理基準や国からの関係するマニュアル等を理解し遵守することが極めて重要です。関係職員の意思疎通や共通理解を図り、適切な給食管理の徹底をお願いします。

併せて、食物アレルギー発症の未然防止と、万が一発症した場合の迅速かつ適切な対応等について、学校全体で情報を共有し、保護者や主治医との連携を図りながら確実に行なうよう御指導をお願いします。

(3) 歯科保健の推進

平成23年度の本県の12歳児一人平均むし歯数が12年連続で全国一少ないことは、周知のとおりです。本県では、平成20年7月に、全国に先駆けて「新潟県歯科保健推進条例」が制定されたところです。

歯や口の健康が肥満予防や糖尿病予防、がん予防など生涯にわたる健康づくりに深く関係していることから、各学校において、フッ化物応用によるむし歯予防及び学童期に増加する歯肉炎対策を主柱とした総合的な歯科保健対策の一層の推進をお願いします。

なお、むし歯予防対策としてのフッ化物洗口について、各市町村の保健衛生担当課や県地域振興局健康福祉（環境）部、歯科医師会等関係機関等との連携・協力を図るとともに、資料の活用やフッ化物洗口講演会の開催等により、保護者や学校関係者等に対し十分に情報を提供し、理解を得て進めるようお願いします。

10 特別支援教育の充実について

(1) 個々の教育的ニーズに応じた支援

特別支援教育の対象児童生徒への支援をより充実させるためには、「相談支援ファイ尔」等を活用し、保護者や関係機関等と連携しながら「個別の教育支援計画」を作成する必要があります。そして、全校体制での共通認識の下、効果的で一貫性のある支援を充実させることができるようにお願いします。

(2) 特別支援教育に係る相談支援体制の充実

① 発達障害等総合サポート事業

特別支援教育に関する相談・支援体制の強化の具体策の一つとして、今年度も早期対応を基本とする「発達障害等総合サポート事業」を実施し、発達障害等の障害に起因する緊急的・継続的な課題について、市町村教育委員会、学校及び保護者等を支援します。

② 定期ケース会議

小児科医師、大学教授、臨床心理士等からの助言を受け、より適切な支援方法を検討する「定期ケース会議」を必要に応じて開催し、相談・支援の実効性の向上を図ります。

管内の学校の支援体制の整備に関する相談等がありましたら、特別支援教育推進室へ問い合わせ願います。

(3) 特別支援学校高等部の整備

① 整備の基本方針

高等部を希望する生徒が依然増加傾向にあることから、「地域の子どもは地域で学び育てること」及び「高等部教育の希望者全員を受け入れること」を基本方針として、全県的視野から計画的に整備を推進することとしています。

② 特別支援学校の開設準備

平成26年度に、小千谷市立特別支援学

校が開校予定であり、開校に向けた準備の支援を行います。

③ 高等部職業学級の充実

高等部を希望する生徒の進路ニーズの多様化に対応し、一昨年度から上・中・下越の中核校3校に、卒業後的一般企業等への就労を目指す「職業学級」をパイロット的に設置し、地域の企業ニーズに沿った職業教育を推進しています。実施3年目の本年度は全学年が揃い、年度末には初の卒業生を輩出します。個々の進路ニーズに対応する職業教育の一層の推進に努めます。

市町村教育委員会におかれましては、特別支援学校高等部から職業教育を始めるのではなく、小・中学校の段階から障害のある児童生徒にとってもキャリア教育を計画的に推進するよう各学校への御指導・御助言をお願いします。

④ 特別支援学校卒業生の雇用対策

個々のニーズや力に応じた進路実現を図ることが課題です。特別支援学校卒業生の一般就労率は微増傾向にあるものの、依然として就職難が続いている状況にあります。特別支援学校卒業生を学校の業務支援員として雇用し、キャリア形成を行うとともに、民間企業への就業を支援することを目的として、本年度は、新規に「特別支援学校卒業生キャリア形成事業」を実施します。県立特別支援学校15校に44人の卒業生を雇用するとともに、その卒業生を支援する業務支援員14人を併せて配置します。

⑤ 特別支援教育支援員に係る地方財政措置の拡大

国では、小・中学校等に在籍する発達障害児等の介助や支援を行う特別支援教育支援員の計画的な配置が可能となるよう、地方財政措置を行っています。今年度は、公立小・中学校においては昨年度より2,900人

増の39,400人相当分、幼稚園については、300人増の4,800人相当分の財政措置が行われています。市町村教育委員会におかれましては、この地方財政措置を十分活用して、特別支援教育の更なる充実を図っていただけようお願いします。

(6) 発達障害児等への支援体制の整備・充実

県では「特別支援教育推進事業」として、特別支援学校がセンター的機能を發揮し、巡回教育相談の実施や特別支援教育に関する研修会の開催等に取り組むなどの事業を展開して、発達障害児等への支援体制の整備・充実を図ります。

市町村教育委員会におかれましては、地域の特別支援学校の役割について、改めて管内の学校へ周知いただくとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用をお願いします。

11 人権教育、同和教育の推進について

県教育委員会では、「同和教育を中心とした人権教育の推進」に取り組んできたところです。児童生徒に差別や人権侵害をなくする意志と行動力を養い、人権尊重の精神を育成するためには、何よりも教職員が確かな認識と豊かな人権感覚を身に付けて、人権教育、同和教育に主体的に取り組むことが大切であると考えています。

「新潟県人権教育基本方針」では、人権教育推進の基本姿勢、学校教育における人権教育、社会教育における人権教育、家庭教育への支援、教職員の研修の5点から、取組の方策等を示しています。また、12月には人権教育強調週間を設定し、各学校において、同和問題をはじめとした様々な人権課題に関する学習や集会等が実施されています。これらの取組により、全県的に人権教育推進の気運が高まるとともに、教職

員の研修に工夫が加えられ、各種計画の見直しと改善が進展しているところです。

市町村教育委員会におかれましては、同和教育を中心とした人権教育を推進しながら、学校教育の重点の努力事項「人権教育、同和教育」に基づき、授業等の改善や研修の充実、互いに認め合い、支え合う人間関係を基本とした学校や学級などの環境づくりが進むよう各学校の指導をお願いします。その際、同和教育副読本の「生きる」シリーズを活用した授業と、いわゆる「罪人起源説」等の誤った認識の払拭に向けた取組が推進されるようお願いします。

また、「新潟水俣病被害者」、「北朝鮮による拉致被害者」は本県に特に関わりのある人権課題です。新潟水俣病問題については、全県の小・中学校に配布しました、新潟水俣病教師用指導資料集「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために」を活用した授業実践や福島潟にある「県立環境と人間のふれあい館」を積極的に利用するなど、児童生徒の知的的理解と感性を高めるよう各学校の御指導をお願いします。さらに、拉致問題に関しては、各学校に配布したDVD、アニメ版「めぐみ」等を積極的に活用するとともに、教育の中立性にも配慮して教科書の記述に基づいた適切な指導が行われるよう御指導をお願いします。

なお、子どもの人権に関わる、児童虐待の防止については、喫緊の課題であると考えています。早期発見・即時対応の具体的な方策や、市町村教育委員会や市町村の担当部署、児童相談所等との連携について、各学校の御指導をお願いします。

12 キャリア教育の推進について

児童生徒が社会に適応しながら現実に立ち向かい、意欲をもって様々な課題を克服し、自らの目標に向かって努力することで、

社会的・職業的に自立することが求められています。そのためには、体系的なキャリア教育をとおして、勤労観・職業観をはじめとする価値観を形成し確立できるように働きかけていくことが大切です。

そこで次の3点に配慮していただきたいと考えています。

まず、1点目は、教育活動全体を通じたキャリア教育の実践を推進すること。2点目は、「新潟っ子をはぐくむキャリア教育のすすめ」に示す視点等を基に取組の目的に応じた評価を行い、実践の振り返りと検証を行うこと。そして、3点目は、実際に社会で行われていることの意義や本質を理解し、働くことの意義や喜びについて理解できるよう、地域や社会と連携した取組を推進することです。児童生徒が、学校で学んでいることと自分の将来を結びつけて考えたり、自分の興味や資質に気付いて、それを伸ばすにはどうしたらよいかと自ら考えることができるよう御指導をお願いします。

13 スキー学習の実施について

冬季のスポーツとしてスキーを実施することは、健康増進・体力向上及び新潟県の魅力を理解するなどの観点から、大変重要なことと認識しています。県教育委員会では、スキー授業等を実施していない小学校を対象に、県内スキー場を利用してスキーを体験してもらう「新潟っ子スキ一体験拡大パイロット事業」を実施しています。各市町村においては、この事業を活用していただき、自然に親しむ資質を養うことでのスキー学習を今まで以上に積極的に推進されるようお願いします。

14 競技水準向上対策について

競技水準向上対策においては、国体男女

総合成績10位台に定着する競技力の養成や、新潟からオリンピックなどの世界の舞台で活躍できる選手の育成を目指します。

そのため、ジュニア期からの一貫指導による選手育成システムの定着と強化により、本県競技スポーツの競技力向上とスポーツの普及・振興を図ることとしています。

また、秋に東京都で開催される第68回国民体育大会では、男女総合成績10位台を目標に、国体（選抜）チームでの強化や全国トップレベルにある競技への重点支援等に取り組むこととしています。

強化活動等について児童生徒の参加や教職員の派遣、本県選手団の市町村スポーツ施設の利用について、特段の御配慮をお願いします。

15 児童生徒の安全確保と防災教育について

児童生徒が、安心して学校の中で学ぶことができ、安全に登下校できる環境を整えることは、学校教育を行っていく上で最も基本的、かつ重要な要素の一つです。

事件・事故、災害は、日常生活のあらゆる場面で起こる可能性があります。児童生徒が自他の命を尊重することを基盤に「自らの安全を確保して行動できるようにすること」、「学校の内外において安全な環境を整えること」が重要です。

各市町村教育委員会におかれましては、「事件・事故、災害は、いつ・どこで発生するか分からぬ」という危機感をもって、継続的に取組を進めるよう学校を指導するとともに、取組状況の確実な把握をお願いします。

(1) 不審者侵入への対応

各学校においては、市町村教育委員会の指導の下、不審者侵入等に備えた危機管理マニュアルを作成するなど、児童生徒の安

全確保のための対策を講じているものと認識していますが、この機会に改めてお願いたいことが3点あります。

1点目は、「危機管理マニュアル」を各学校の実情に合わせて常に見直しを行うとともに、万が一の場合に教職員が的確に対応できるよう、マニュアルに対する教職員の理解の徹底を図り、危機管理に対する意識を常に高く保つこと。

2点目は、教職員及び児童生徒の安全対応能力の向上を図るために防犯訓練等を学校安全計画に確実に位置付け、実践を積み重ねること。

3点目は、警察をはじめとする関係機関や各種団体、地域の方々と積極的に連携を図り、地域全体として児童生徒の安全を確保する取組を強化すること。

各市町村教育委員会におかれましては、これらの点に留意の上、児童生徒の安全確保・安全管理について、一層の徹底を図るよう各学校への御指導をお願いします。

(2) 通学路の安全確保

昨年度、登校中の児童の列に車が突っ込み、多くの尊い命が奪われるという痛ましい事故が全国各地で多発したことを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁が合同通知を発出し、各市町村教育委員会を中心にして「通学路の緊急合同点検」を実施していただきました。通学路において抽出された危険箇所について、ソフトやハードの両面からのできる限りの対策が実施され始めているところです。

また、昨年度、県教育委員会に寄せられた不審者情報の中には、児童等が車で連れ去られそうになったり、女子生徒が後ろから抱きつかれてケガをするなど、直接、児童生徒の身体に被害が及ぶ危険なものが数多く報告されています。

こうした中、児童生徒の安全確保のため、

県及び関係機関において諸施策が強化されているほか、市町村や学校、地域、職域を単位とした多くの方々の見守りや不審者情報の配信などの取組が進められています。

各市町村教育委員会におかれましては、市町村の防犯・防災担当部局、所轄の警察署、道路管理者、その他の関係団体等へ協力を働きかけるなど、密接に連携し、安全確保の取組が円滑に進められるよう学校のサポートをお願いします。

(3) 学校事故の防止

学校管理下における児童生徒の事故については、日本スポーツ振興センターの給付金の対象となったものだけでも、県内小・中学校合わせて年間15,000件を超える件数となっています。小学校では、休憩時間中、次いで体育授業中の事故が多く、中学校においては課外活動中、次いで体育授業中の事故が多くなっています。

学校事故の防止については、安全管理の徹底や児童生徒への安全教育の充実など御指導いただいているところですが、次の3点について改めてお願いします。

1点目は、校舎内外の施設・設備の日常的・定期的な安全点検を徹底し、児童生徒の多様な行動によって発生する危険を想定するとともに、児童生徒への実践的な安全教育により児童生徒自らが危険を回避できる能力を身に付けさせること。

2点目は、体育授業時や運動部活動時などにおいては、使用施設・器具等の安全確認を徹底するとともに、生徒の力量や気象条件等を十分に考慮して活動内容や方法を選択すること。

3点目は、事故が発生した場合は管理職へ迅速な情報伝達を行い、児童生徒に対する的確な応急処置を行うなど、初期対応に努めること。

各市町村教育委員会におかれましては、

これらの点に留意の上、学校事故の防止について一層の徹底を図るよう各学校への御指導をお願いします。

(4) 交通事故の防止

交通事故については、平成24年中の事故発生件数、負傷者数は、全校種において前年より減少しました。死亡事故については、小学生が1人、高校生が2人、合わせて3人の児童生徒が尊い命を失っています。

過去5年間の死亡事故を見ると、小・中学生では71.4%が自転車乗用中及び自動車同乗中に発生しており、高校生では45.5%が原付バイク等の二輪車運転中に、27.3%が自転車乗用中に発生しています。

自転車乗用時の交通ルールの遵守や、自動車同乗時の全座席でのシートベルト着用等を含めた交通安全教育の徹底をお願いします。

(5) 防災教育の推進

本県では、想定される災害に対して児童生徒自らが主体的に安全を確保できる能力を養うよう、防災教育プログラムの作成を進めており、【津波災害編】については平成25年度版を、【地震災害編】【洪水災害編】【土砂災害編】【雪災害編】については試行版を既に各小・中学校に配布したところです。今年度は、次の3点に留意した防災教育の推進をお願いします。

- ・【津波災害編】を利用した、「必須学習項目」の防災学習を実施すること。「選択学習項目」については、学校の立地条件に応じて適宜、実施を試みること。
- ・各学校で想定される災害に対し、避難場所や避難経路などの具体的な行動マニュアルを明確にするなど、学校防災計画の見直しと改善を図ること。
- ・様々な災害を想定し、家庭や地域とともに取り組む避難訓練や防災訓練を実施するとともに、災害時の支援体制の

構築に向けて、日常的な交流に努めること。

平成25年度中に、【津波災害編】以外の災害についての「完成版」を配布し、平成26年度からは5つの災害について防災学習を実施していただく予定です。平成26年度の時間の確保について御指導及び特段の御配慮をお願いします。

なお、平成16年10月に発生した中越大震災の「教訓」と「知見」を語り継ぐため、平成23年10月に「中越メモリアル回廊※」がオープンしました。各施設では、防災教育に関する支援を行っておりますので、御活用をお願いします。

※「中越メモリアル回廊」

以下のメモリアル施設や公園の総称

- 長岡震災アーカイブセンター「きおくみらい」
- 「川口きずな館」
- おぢや震災ミュージアム「そなえ館」
- 「妙見メモリアルパーク」

(6) 工事実施時の安全性の確保について

耐震工事や修繕工事を実施する場合は、児童生徒・教職員が立ち入らない環境で工事を実施する等の安全対策に御留意願います。

また、工事に伴い、天井裏等の目視できないところにアスベストが予期せず発見され、急遽除去工事等を実施しなければならないといった事例も発生しています。アスベスト対策工事を実施する際は、マニュアル「アスベスト除去等工事における安全対策チェックシステムの運用について」に準じて、児童生徒・教職員等の安全確保に万全を期すとともに、工事関係所属間等における情報共有及び施設利用者等に対する適切な情報提供と意見交換の実施を徹底されるようお願いします。

16 中越大震災・中越沖地震等における心のケアについて

平成16年の中越大震災発生からこの間、たび重なる地震により被災された市町村におかれましては全精力を傾注し、復興に御尽力されておりますことに心から敬意を表します。

県教育委員会では、中越大震災に加えて平成19年の中越沖地震で被災した市町村を対象に、カウンセラーを派遣してきており、平成24年度の1年間では、昨年度発生した長野県北部地震で被災した小・中学校も合わせて延べ195校、424人の児童生徒の心のケアを実施しました。

カウンセリングを受けた児童生徒数は減少傾向にありますが、現在も揺れや音などに緊張の見られる児童生徒もいます。

今年度も引き続き、中越大震災・中越沖地震及び長野県北部地震で被災した学校の要請に応じて計画的にカウンセラーを派遣するとともに、教育復興加配教員を50人配置したところです。

また、東日本大震災の被災地域より避難している児童生徒等の心のケアのために、カウンセラーを派遣し、昨年度は、小・中学校合わせて延べ183校、339人の児童生徒等の心のケアを実施しました。今後も、避難の長期化が予想されることから、カウンセラー等の派遣や特別加配教員の配置を継続的に実施したいと考えています。

各市町村教育委員会におかれましては、管内の各学校が、家庭との連携を図りながら派遣されるカウンセラーや加配教員を有効に活用し、児童生徒の心のケアを行えるよう適切な御支援をお願いします。

17 高校改革及び公立高等学校入学者選抜方法の改善について

(1) これまでの高校改革の成果

本県では、これまで、高校教育に対する社会や時代のニーズを踏まえ、生徒の多様化や少子化にも対応するため、新しい学校・学科の設置、高校再編整備、入試改善、通学区域廃止など様々な高校改革を推進してきました。

とりわけ、高校再編整備については、平成14年12月に平成25年までの高校再編整備の内容を盛り込んだ「中長期高校再編整備計画」を策定するとともに、毎年、向こう3年間の計画案を公表し、着実に進めてきました。昨年度からは、社会情勢の大きな変化を踏まえ、向こう3年間の計画案のみとし、7月に平成25～27年度計画案を公表しました。本年も、平成26～28年度計画案を公表する予定です。

その結果、平成24年度の高校等進学率は99.4%と全国トップであり、平成25年2月の「高等学校生活等についての意識調査」では、高校生活に「満足している」と「どちらかといえば満足している」全

日制2年生の割合（いわゆる満足度）が77.4%と平成15年2月に比べて18.8ポイント上昇し、入学した学校は「入りたい学校」であったと答えた全日制1年生の割合は63.6%と平成15年2月に比べて4.4ポイント上昇しました。また、平成24年春の大学等進学率も46.4%と平成14年春に比べて9.3ポイント上昇するなど、一定の成果をあげています。

一方で、高等学校にも多様な生徒が入学しており、不登校生徒や集団生活になじめない生徒に対応するため、病院等の外部の関係機関とも連携しながら対応している実態があります。

平成14年に実施された文科省調査によ

ると、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合が6.3%に達しています。こうした状況を踏まえ、全県の公立高等学校において校内委員会等の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など校内体制の整備を進めてきたところであり、加えて、昨年度から、「高等学校特別支援教育支援員活用事業」に取り組んでいます。

(2) 特色ある学校づくり

現在、全ての高等学校及び中高一貫教育校は、児童生徒から選ばれる学校づくりに向けて、これまで以上に自校の魅力や特色を鮮明にすることが求められています。各学校においては、これまで同様に、オンリーワンの学校づくりに取り組んでいくこととしています。また、県教育委員会でも、昨年度から「オンリーワンスクール・ステップアップ事業」に取り組み、起業家教育、キャリア教育、グローバル人材育成を3つの柱に、特色ある教育活動を進める8案件19校を支援しています。

また、平成22年度より将来の夢や希望をもって生徒が集まつてくる高校づくりに向けた「魅力ある高校づくりプロジェクト」に取り組み、平成24年度には、新津工業高校に日本建築科、新潟中央高校音楽科にロシアンメソッドピアノ専攻、新潟西高校普通科学励コースに医療専攻を設置し、さらに、平成25年度には、国際情報高校に海外大学進学コースを設置したところです。

(3) 公立高等学校入学者選抜方法の改善について

平成27年度から、新しい高等学校入学者選抜を実施することとしています。今回の改善のねらいは、「個を伸ばす教育」の各学校における取組を一層推進するこ

と、各学校における教育活動の活性化と学校の一層の特色化を図ること、の2点です。各学校の特色ある教育活動の推進や学校の活性化を後押しする趣旨で、選抜方法の学校裁量を大きくすることとしました。

現行の制度との大きな変更点は、大多数の受検生に学力検査を課すこととしたことであり、このことを学力向上の一つの切り口にしたいと考えています。

皆様方には、今後とも、高校改革の必要性や理念、整備の具体的な方向等について理解いただき、所管の小・中学校関係者や保護者、地域の皆様に周知していただきたいと考えています。

また、高等学校入学者選抜の改善について、御理解・御協力をお願いします。

18 社会全体で子どもをはぐくむ運動の推進について

「社会全体で子どもをはぐくむ運動」は、子どもたちの心豊かで健やかな成長を図るため、家庭や学校、地域等が一体となり、子どもたちを支え育んでいく社会の実現を目指すものです。県では、「地域の子どもたちは地域で育てる」という意識の醸成、家庭教育での教育力の向上といった、地域で子どもを育む仕組みづくりを支援する取組を進めています。

今年度はまず、この取組の一つである「子どもを育てる地域の連携促進事業」を引き続き推進してまいります。市町村の取組である学校支援地域本部等について、実施箇所数の増加や活動の充実に向け、支援を進めていきます。また、「親の学び支援・啓発事業」を継続し、親が自信をもって子どもを育んでいくための親の学びを支援する取組を推進します。

さらに、今年度新たに「地域・家庭の

絆づくり推進モデル事業」を創設し、研修やモデル事業の実施をとおして、PTAや地域子ども会など地域団体の活性化を図ります。

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が課題となっており、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが強く求められています。各市町村教育委員会におかれましては、これまで以上に家庭教育への支援、青少年の健全育成について、積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

19 文化活動の充実について

(1) 芸術鑑賞機会の充実

県民の美術鑑賞機会の充実を図るため、県立近代美術館において、「ルーベンス展」「オランダ・ハーグ派展」など5回の企画展、県立万代島美術館において、「ミュシャ展」「京都清水寺展」など、4回の企画展をそれぞれ開催します。

既に御承知のとおり、平成20年度から、小・中学生等の児童生徒に本物の芸術にふれる機会を提供し、豊かな情操の涵養を図ることを目的として、義務教育学齢期の児童・生徒の各種観覧料は年間をとおして免除しています。今年度も引き続きたくさんの方々においでいただきたいと考えています。また、高校生の観覧料についても、一定の手続きにより免除となります。随時、近代美術館や万代島美術館に御相談いただきますよう、学校への周知についてもよろしくお願いします。

このほかにも、県高等学校文化連盟の活動への助成や、小・中学校等での「ふれあい音楽教室巡回事業」などを実施し、

児童生徒の芸術文化活動を支援します。

(2) 文化財の保護・活用と文化財保護体制の整備・充実

国、県指定文化財の保存と活用を図るために、文化財保護助成事業を実施するとともに、「文化財指導者講習会」や「越後国域確定1300年記念事業」などを開催し、文化財の公開と愛護思想の普及・啓発を推進します。

埋蔵文化財保護については、ここ数年の公共事業の縮減により、県内の発掘調査件数は減少傾向にありました。しかし、新政権の経済政策により公共事業費が大幅に増額されたため、今後は発掘調査等の業務量が増加することが予想されます。

市町村におかれましては、関係機関・部局との連絡を密に行うとともに発掘調査等の体制整備につきましても御留意くださるようお願いします。

また、近年では環境や地域の歴史に対する関心の高まりを背景に、遺跡や史跡を生かしたまちづくりなどの動きも見られるところです。こうした多様な状況に応じた専門職員の配置についても御配意をお願いします。

(3) 佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録活動の推進

県と佐渡市は共同で、世界遺産暫定一覧表に記載された佐渡金銀山の世界文化遺産の平成29年度登録を目指し、ユネスコへ提出する推薦書の作成や調査・研究を積極的に進めています。併せて、佐渡金銀山が県民にとって大きな誇りとなるよう、各種講座や国際シンポジウム・県民会議設立などの普及啓発活動を行っていく予定です。

20 学校施設の耐震化について

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、非常災害時

においては地域住民の安全を確保する応急避難場所としても大きな役割を果たすことから、耐震化を進め、安全性を確保することは極めて重要です。

のことから、耐震性能を正確に把握できる第二次診断を早期に完了させるようお願いします。その上で、耐震性が低く、大規模地震の際に大きな被害を受ける恐れのある構造耐震指標（Is値）0.3未満の建物についてはできる限り速やかに、それ以外の耐震性が低い建物についても、平成27年度までのできるだけ早期に耐震化が完了するようお願いします。

なお、耐震化を進めるに当たっては、建物自体のみならず、天井や外装材等の非構造部材の耐震化も併せて実施するようお願いします。特に、致命的な事故が起こりやすい体育館の吊天井や照明等に対する点検については、可能な限り平成25年度中に、遅くとも平成26年度までには完了させ、その上で、平成27年度までは体育館の天井等落下防止対策が完了するようお願いします。

また、地域の避難所機能に不可欠な防災機能の強化も図るようお願いします。国の予算では、躯体の耐震化のみならず、防災機能強化のための事業（非構造部材の耐震化、備蓄倉庫等の屋外防災施設整備、自家発電設備整備等）もありますので、これらの事業の活用も大いに検討されますよう併せてお願いします。

21 学校事務における「総括事務主幹」の配置に伴う共同実施の円滑な推進について

6年目を迎える学校事務共同実施の推進について、各地域の実情に応じた形で進展していることに感謝申し上げます。高度化、複雑化する学校事務の現状と学

校マネジメント機能における学校事務の重要性を鑑み、この4月より新たな職として「総括事務主幹」職を設置しました。現在8人を配置し、平成27年度初を目途として、新潟市を含めた県下13地域に16人の配置を考えています。ベテランの退職期に当たり、各地域における学校事務推進のリーダーの育成と共同実施の更なる推進にお力添えをお願いします。

22 教職員のメンタルヘルスの保持について

学校の教職員は、教育を通じて児童生徒の人格の成長に直接関わることとなる、極めて専門性が高く、社会的な観点からも重大な責務を担う職種です。そのため、職務の遂行に当たっては、児童生徒だけでなくその保護者、同僚や管理職、地域住民等との重層的な対人関係が伴うほか、様々な教育課題への対応や、大きな社会的期待等による心理的・社会的なストレスの最も多い職業の一つと言われています。

文部科学省の調査によると、平成23年度の精神性疾患による休職者数は全国で5,274人、本県で96人となっています。本県においては、対前年度比で7人減少したものの、依然として多い状況が続いている。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では県立学校教職員を対象に平成16年度から「メンタルヘルスサポート事業」を立ち上げ、メンタルヘルスに関する教職員研修の実施、専門家による相談体制の整備等の取組を進めてきました。平成22年度には、職場復帰支援の一環として試し出勤の実施及び職場復帰支援プランの作成を制度化し、円滑な職場復帰を支援しているところです。また、市町村立

学校に対しては、平成21年度から就任1、2年目の教頭を対象に、職員のメンタル不調を早期に発見し対応するための研修会を実施するなど、研修の充実を図るとともに、市町村立学校の管理職が専門家に相談できる体制も整備しています。

市町村教育委員会におかれましては、教職員のメンタルヘルスを良好に保つことは、各教育委員会の重要な責務であるという認識の下、平成18年3月に厚生労働省から示された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、教職員が自発的に相談や情報交換ができる職場環境づくり等の予防的対策を進めていただこうとお願いします。また、各学校の管理職により、各学校で適切な対応が速やかになされるよう、日ごろからの教職員の心身の状況把握と早期の相談体制、共済組合の相談窓口の活用、医療機関等の受診や必要に応じた職務への配慮及び職場復帰への支援等、一層の御指導をお願いします。

県教育委員会では、公立学校共済組合とも連携しながら市町村教育委員会へ必要な情報提供等を行っていきますので、メンタルヘルス対策への取組に御配慮をお願いします。

23 教職員の多忙化解消に向けた取組について

教職員の多忙化解消に向け、市町村教育委員会の指導の下、学校における取組を主たる内容とした多忙化解消アクションプランを継続実施しています。

これまでの取組結果の報告では、各学校や教職員に多忙化解消への意識の醸成が伺われるなど、一定の成果があったととらえているところです。

昨年度末には県教育委員会が直接の事

業主体として実施する次期アクションプランを策定したところであり、多忙化解消に向け、さらに積極的に取り組むこととしていますので、これまでの取組や、現場に芽生えてきた意識を無駄にしないためにも、引き続き御支援・御指導をお願いします。

24 教員の資質能力の向上について

学校教育の成否は、教員の指導力にかかっており、そのため教員は絶えず様々な形態の研修等に励み、その資質能力の向上に努めることが求められています。

(1) 教員評価制度

平成21年度から本格実施している教員評価制度は、教員の資質能力の向上と学校の活性化などを目的として実施しており、併せて管理職の評価能力を高めるための研修も、毎年度実施しています。昨年、一昨年は協議の時間を多く取ったことで、意欲的な意見交換がされました。が、今年度はマネジメント的視点の講義を内容に加え、より充実した研修となるよう計画しています。

引き続き、この制度が教員をはじめとする教育関係者に十分理解され、制度の目的である教職員の資質能力の向上、学校の活性化が図られるよう、御理解と御協力をお願いします。

(2) 指導改善研修

校長や市町村教育委員会からの指導を受けても、指導能力が不十分な教員については、平成15年度から「指導改善研修」制度を運用してきております。

これまでに指導改善研修を受けた教員は6人おり、そのうち5人について、2年間の県立教育センターで指導力向上研修を受講した結果、指導力が回復して現場復帰しています。

平成20年度以降、指導改善研修を受講している教員はいませんが、異動方針説明会等の機会に、校長等から問題行動を抱えた教員についての相談を受ける機会は、むしろ増えていると聞き及んでいます。

児童生徒の教育を受ける権利確保の観点からも、指導が不適切な教員に対する人事管理の重要性は、以前にも増して高まっています。市町村教育委員会におかれましては、教育事務所の管理主事や各学校の校長と綿密な連絡を図りながら、適切な人事管理を行うようお願いします。

(3) 免許更新制等

教員の資質能力の保持に関係する制度として、教員免許更新制が導入され、今年度で5年目を迎えます。

これまで、更新対象教員においては、更新講習を積極的に資質向上の機会ととらえ、その後の教科指導等に活かしていただいている。講習受講後の更新の事務手続きも、公立学校においては適切に実施されていますが、特に幼稚園において認識が不十分な事例が散見されています。

また、昨年度の中教審答申では、教員の養成課程及び免許状に関し、抜本的な見直し提言がなされたところであり、今後、大幅な制度変更が予想されます。

市町村教育委員会におかれましても、教員免許制度を取り巻く状況を正しく理解するとともに、各学校や講習の受講対象者等の周知を図り、制度の円滑な実施に御協力いただくようお願いします。

25 教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について

教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保についてですが、昨年度の懲戒処分件

数は平成23年度と比べて11件減少し、12件にとどまりました。これもひとえに皆様方の御指導の賜物であると受け止めております。

しかしながら、平成23年度において、ようやく発生件数0を達成した飲酒運転が、昨年度は3件も発生し、また、本年に入ってからは、窃盗や痴漢による現職教員の逮捕報道が相次ぐなど、重大な非違行為は一向に減少せず、教育への信頼を根底から揺るがしかねない事態となっています。

このような状況を受け、県教育委員会では、本年2月に非違行為防止の徹底を通知し、改めて強く非違行為の根絶について要請を行ったところです。

まずは、教育長、そして教育委員会職員自らが襟を正すとともに、校長、教頭などの管理職が率先して自らを省みながら、所管の教員に対し徹底した指導を継続して行うことにより、非違行為の根絶に取り組む必要があります。

今後も、市町村教育委員会と連携しながら、教育への信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでいきたいと考えておりますので、非違行為の根絶に向けて、更なる指導の徹底をお願いします。

編 集	新潟県教育庁総務課
所在地	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電 話	025-280-5587
F A X	025-285-3766
E-mail	ngt500010@pref.niigata.lg.jp
HP版URL	http://www.pref.niigata.lg.jp/kyokusomu/
<無断転載を禁ず>	